

国民スポーツ大会ふるさと登録届等の手続要領

Ⅰ 手続きについて

(1) 提出書類

様式Ⅰを御提出ください。

ふるさと選手制度使用申請〔様式Ⅰ〕

「ふるさと選手制度」を利用する年ごとに申請が必要となります。

※昨年度まで新規登録(様式Ⅰ-A)、継続(Ⅰ-B)と分かれていた様式をⅠつに統合しました。

(2) 提出方法・期限

以下①～③の要領で御提出ください。

なお、別添「ふるさと選手制度申請の流れ」には該当競技者から直接本会と競技団体とに分けて提出する記載となっておりますが、ふるさと登録状況を競技団体でも確実に把握していただくため、以下の手順での提出をお願いいたします。

① 該当競技者から競技団体へ提出

京都府選手選考会(予選会)参加申込締切日まで

競技団体会長あて並びに本会会長あての登録届2通を参加申込書に添付のこと。

② 競技団体にて氏名等の必要事項記入を確認

※別添「記載例」を参照の上、各項目記載内容が正確であるか確認すること。

また、本制度及び参加資格について十分説明をすること。

③ 競技団体から本会へ提出

京都府選手選考会(予選会)参加申込締切後1週間以内

本会会長あての登録届1通を提出のこと(残り1通は競技団体にて保管)。

(3) 提出先

公益財団法人京都府スポーツ協会

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内

TEL:075-692-3455 FAX:075-692-3457

国民スポーツ大会ふるさと選手制度

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。

なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
8. 本制度の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）か

ら施行する。

本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

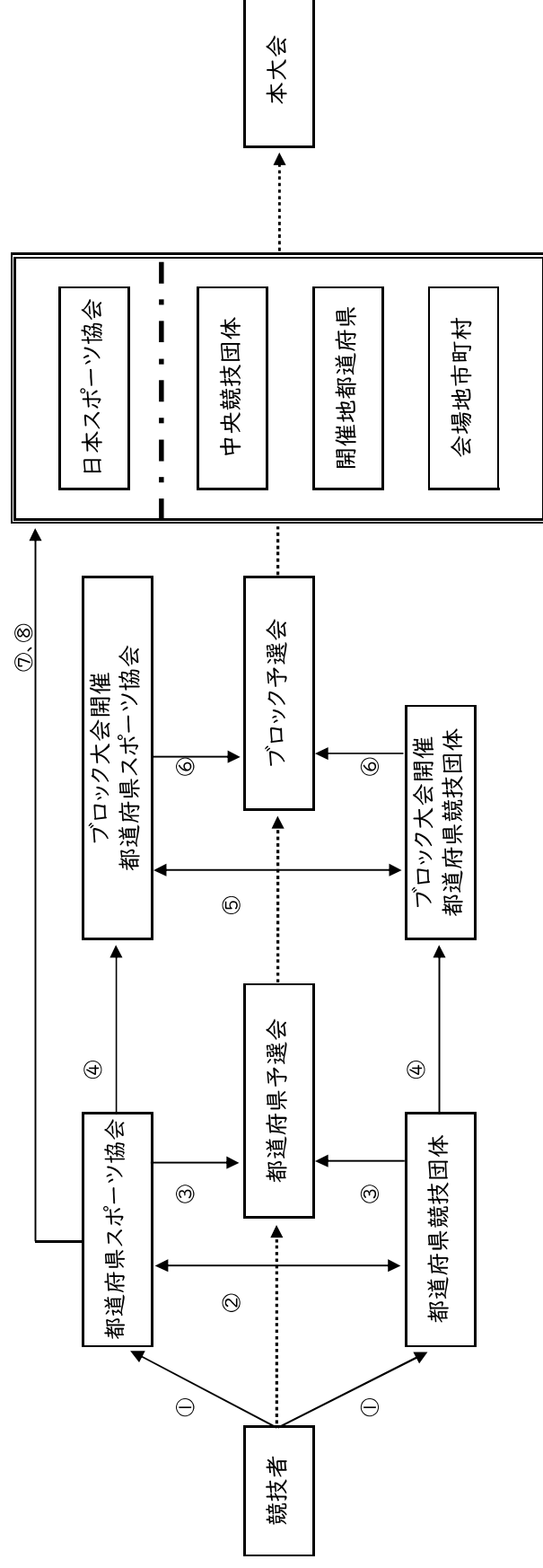
本制度は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会より施行する。

（注）第 75 回大会までは、改定前の規定を適用する

本制度は、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、施行する。

本制度は、令和 6 年 6 月 4 日に改定し、施行する。

「ふるさと選手制度申請の流れ」



――[説明]

- ① 「ふるさと選手制度」を利用する競技者は、別に定める様式」を使用し、指定された期日までにふるさと所属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に届け出る。
- ② 都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は提出されたふるさと選手情報の内容を点検・確認(点検・確認内容については、下記参照)した上で、その情報を共有する。
- ③ 都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、都道府県予選会を開催する。
- ④ 都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、必要に応じ、ブロック大会開催都道府県及び同都道府県競技団体に、それぞれふるさと選手情報を提供する。
- ⑤ ブロック大会開催都道府県及びブロック大会開催都道府県競技団体は、ふるさと選手情報を共有する。
- ⑥ ブロック大会開催都道府県及びブロック大会開催都道府県競技団体は、ブロック大会を開催する。
- ⑦ 都道府県競技団体は、ふるさと選手情報を国スポ参加申し込みシステム内の「ふるさと選手申込書」に取りまとめ、都道府県参加申込書提出締切期日前までに国スポ参加申込システムに入力し、「確定」する。
- ⑧ 都道府県スポーツ協会は、ふるさと選手情報を国スポ参加申し込みシステム内の「ふるさと選手申込書」確認、精査し、参加申込書提出締切期日前までに国スポ参加申込システム上で、「確定」、「承認」する。

※ ふるさと選手情報及び「ふるさと選手登録(日本スポーツ協会国スポ参加申込システム)における点検・確認内容

- ・様式において、参加資格の整合性及び記載不備がないかの確認
- ・過去のふるさと選手制度使用状況における整合性の確認

【注意】
府選考会のみ
参加者を含む